

再婚および再婚家族の組織化（上）

—アメリカ家族の研究—

野々山久也

1. はじめに

アメリカにおいて離婚率が上昇し、多くの人びとが離婚経験をもつにつれて、他方において再婚率も上昇し、再婚家族のなかで複雑な義理の家族関係ならびに親族関係を経験する人びとが多くなってきている。再構成された再婚家族がその統合体を初婚の家族のように維持できるかどうかは、アメリカにおいて社会学的にもじよじよに関心が高まってきている。

これまでの研究では、その多くが初婚に比べて離婚後の再婚においては別居や再離婚の生じる危険性がひじょうに高いことを示してきている。しかし死別後の再婚、すなわち未亡人時代に次ぐ再婚は、対照的に初婚よりもより低い離婚率を示してきている。アメリカ商務省国勢調査局の報告では、25歳から35歳の人びとの初婚のすべての約33%が将来において離婚で終わる可能性があるだろうということ、そして他方において、同じ年齢層の離婚後における再婚のすべての約40%が将来において再び離婚で終わる可能性があるだろうということを示している。¹⁾ この予測は、アメリカにおける最近の離婚率の動向から推計されたものであるが、離婚者たちが再婚しても再び離婚する可能性の小さくないことを教えてくれているだろう。

1) U.S. Bureau of the Census, *Number, Timing, and Duration of Marriages and Divorces in the United States: June 1975, Current Population Reports*, P-20, No. 297, G. P. O., 1976.

こうした離婚後の再婚者たちの再離婚率 (redivorce rate) の高いことにたいして、ある人びとは、その理由として離婚後の再婚者たちがもともと「離婚傾向」をもったところの病理的な配偶者選択を行なう精神的障害者たちだからであると説明してきている。離婚後の再婚者たちの高い再離婚率にたいする精神分析的アプローチによる説明は、その典型例であるといつてよい。現代のアメリカにおけるように、極めて多くの人びとが離婚し、それに次いで多くの人びとが再婚し、そしてまた再び離婚するという現象にたいしては、精神分析的アプローチによる説明のみでは、とうてい納得することのできるものではない。

そこで、この小稿ではアメリカにおけるこの領域での既存のいくつかの文献を紹介しながら、再婚および再婚家族の組織化についていくらかなりとも論じてみることにしたい。

2. 再婚者たちの再離婚率の高さ

再婚の永続性あるいは安定性についてのこれまでの社会学的研究では、そのメルクマールとして2つのデータを用いてきている。その1つは、再婚者たちのあいだに生じる再離婚率の高さであり、もう1つは、再婚についての再婚者たちの満足といった主観的な評価を中心とした夫婦適応の測定である。すでに別稿で紹介したように、²⁾ 後者の指標である再婚者たちの主観的評価については、一般的にいて多くの調査研究において再婚者たちの方が初婚者たちよりも幸福あるいは満足の評価の比率においていくらか劣るものの、その差異は極めて小さく、両者はともに、ほぼ同じように結婚に関して満足しており、そこには本質的差異など見いだされなかったのである。

それでは、前者の指標である再婚者たちの再離婚率についての統計的データは、どのようになっているのだろうか。まず T.P. モナハンによるアイオ

2) 拙稿「アメリカにおける再婚の問題」『桃山学院大学総合研究所報』第9巻第2号, 1983, pp. 63-80.

ワ州のデータを紹介してみることにしたい。³⁾

たしかにモナハンのデータは、いささか古いものであり、全国データではないということからいくらかの限界があるが、しかし再婚者たちの再離婚率についての完全なデータを以前から保持してきているのは、アメリカにおいてはアイオワとミズーリーの2つの州だけであり、その点からしてモナハンのデータは貴重である。なおモナハンと同じようなパターンないしは結論を導いているより最近の全国データとしては、先ほど紹介したアメリカ国勢調査局のデータをはじめ P.C. グリックらや H. カーターらの研究がある。⁴⁾

〔表1〕は、そのモナハンのデータによるものである。それは1953年から1955年にかけてのアイオワ州における「夫婦のそれまでの結婚回数別にみた離婚率」である。比率は、100の結婚にたいするそれぞれの割合である。〔表1〕にみられるように、離婚後に再婚した人びとが再婚してもまた再び離婚

〔表1〕 結婚回数別の離婚率

夫 婦 の 結 婚 回 数	離 婚 率
両方とも初婚	16.6 %
一方が初婚で他方が一回離婚	36.8 %
両方とも1回離婚	34.9 %
一方が1回離婚で他方が2回以上離婚	62.1 %
両方とも2回以上離婚	79.4 %
両方とも1回死別	9.9 %
一方が1回死別で他方が初婚	16.1 %
全 体 (平 均)	21.9 %

3) T. P. Monahan, "The Changing Nature and Instability of Remarriages," *Eugenics Quarterly*, Vol. 5, (June 1958), pp. 73-85.

4) U. S. Bureau of the Census, *Op. Cit.*, P-20, No. 297, 1976.

P. C. Glick and A. J. Norton, "Frequency, Duration, and Probability of Marriage and Divorce," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 33, (May 1971), pp. 307-317.

H. Carter and P. C. Glick. *Marriage and Divorce: A Social and Economic Study*, Harvard University Press, 1976.

している比率は、ひじょうに大きいことが分かるだろう。初婚の夫婦で離婚しているものは16.6%であるのにたいして、夫婦ともに離婚を1回経験している場合には34.9%が再び離婚しているのである。夫婦のそれぞれが2回以上の離婚経験をもつ場合には79.4%という高い離婚率になっている。初婚の夫婦とこの2回以上の離婚経験をもつ夫婦とでは約5倍弱の離婚率の差となっているのである。こうしたデータでみるかぎり離婚経験のあるものは、たしかに再婚しても再び離婚しやすい傾向があるものと言ってよさそうである。

さらに、このデータから分かることは、死別後に再婚している夫婦の場合には離婚後に再婚している夫婦はいうにおよばず、初婚の夫婦の場合よりも低い離婚率であるということである。すなわち、夫婦ともに死別を経験している場合には9.9%という極めて低い離婚率となっているのである。これについてのモナハンの提示している1つの説明は、一般的にいて未亡人たちがより年のいった年齢で再婚するということから、こうした低い離婚率は、けっきょく当の再婚した夫婦が時期を同じくして死亡するという夫婦の追隨死亡率 (joint mortality) に大きく影響されているだろうということである (pp. 83—85)。とにかくモナハンも指摘するように、再婚として一括して取りあつかうのではなく、離婚後の再婚と死別後の再婚は、明確に区別される必要があるだろうということになる。

ところでモナハンのデータでは、このほかにまた再婚者たちが離婚の回数を重ねるにつれて結婚期間も短くなっていく傾向のあることが確認されている。これについてはカーターらのコロンビア特別区のデータでも認められ、再婚が初婚よりもより短い持続期間であったこと、そしてその平均的持続期間は、おのこの連続していく再婚によってさらにますます縮少していくことが明らかにされているのである。⁵⁾

さて、以上のことは、けっきょく離婚後の再婚者たちにとって家族統合体

5) H. Carter and P. C. Glick, *Op. Cit.*, 1976, p. 396.

を維持していくことがひじょうに困難であることを示唆しているだろう。そこで、次に問われなければならないことは、離婚後の再婚および再婚家族が初婚の家族に比べて、なぜ家族総合体を維持するのがより困難なのだろうかということである。A. チャーリンは、「慣習的な常識では、再婚は、初婚よりもより成功的であるように思われる」と述べている。⁶⁾しかし実際には、データの示すように「結婚の安定性」という点では逆である。

それにしても、とにかく再婚する人びとは、平均的には、はじめて結婚する人びとよりもより年をとっており、そのぶんだけ恐らくより成熟しているはずである。また、かれらは結婚市場においてより多く、かつより適した配偶者を探し、そしてかれら自身のニーズや好みにもとづいて配偶者選択を行っているはずである。さらに離婚した男性たちは、若い結婚経験のない男性たちよりもより良い社会的ならびに経済的地位にあるはずである。これらのことは、すべて再婚の安定性にポジティブに作用するはずなのに、なぜ離婚後の再婚に再離婚率がより高いのだろうか。

ここで注意を要することは、まず第一に、結婚の永続性や安定性（すなわち離婚しないということ）と結婚の成功とが必ずしも同じではないということである。つまり、多くの安定した結婚が配偶者のニーズを充足させるという意味において成功しているというわけではないのである。そしてまた、長年のあいだ成功的であった結婚でも、結果的に離婚で終わる可能性も十分にありうるのである。

安定性の度合いにおいて初婚よりも再婚の方がより低いという理由について、いま初婚の永続性ないしは安定性の方を中心に考えてみると、そこには宗教的理由による拘束が存在していたり、不満足な結婚でも代替物のために用いられる多大なエネルギー消費への消極性が先行していたり、あるいは

6) Andrew Cherlin, "Remarriage as an Incomplete Institution," *American Journal of Sociology*, Vol. 84, (November 1978), pp. 634-650.

は不満足な結婚でも終わらせてしまおうとしない初婚におけるより大きな影響力ないしは拘束力が働いていたりする可能性も大きいのである。

離婚後の再婚の方がより離婚率が高く、より不安定だからといって、全体として再婚がただちに初婚よりも満足が少ないとか、あるいは病理的だとかということをも証明しているわけでないことに注意を要するだろう。

3. 高離婚率の根拠

さて、まずはじめに再婚がどれほどの永続性を有しているかを問題にしているナイとベラードの指摘から紹介してみたい。ナイらは、「もし離婚者たちが基本的に親密な関係の組合わせのなかで生活していくことのできない人びとであるとか、あるいは家族の役割を果たす能力に欠けている人びとであるとするならば、2人の離婚した人びとの2度目の結婚（再婚）は、いずれも長く続くことはないだろう。しかしながら、もし離婚がしばしば間違った配偶者選択ということに原因するものであるとするならば、そのとき人びとは、その経験が役にたつことになって2度目にはより適切な選択をすることになるだろう」と、指摘している。⁷⁾

以上のナイらの指摘は、つまり結婚生活を維持することの不適切な人びとの場合は別にして、初婚が不適切な配偶者選択であったために離婚が生じたというような場合には、次の段階での再婚においては前回の問題点は克服され、より適切な配偶者選択がなされるはずであって、そのぶん再婚は成功的でありうるはずであるということを意味している。ナイらは、また次のような指摘も行なっている。⁸⁾ すなわち、離婚がひじょうに若い人びとの結婚のあいだにとくに頻繁であるという統計的データからして、また再婚が相対的により年のいった年齢で出現するという統計的データからして、再婚の方が

7) F. I. Nye and F. M. Berardo, *The Family: Its Structure and Interaction*, Macmillan, 1973, p. 527.

8) *Ibid.*

初婚よりもより安定しているはずである、と。もちろん、ナイらの準拠する統計的データがどうであろうと、すでに前節でみたように再婚の方がより不安定であることは明らかな事実なのである。

再婚者たちの高い再離婚率の根拠についてのこれまでの理論ないしは説明をチャーリンの文献を参考にしながら、いくらか整理してみると、ほぼ次のようになるだろう。⁹⁾

まず第一は、「パーソナリティ障害説」とでも名づける説明である。これは多くの精神分析医たちによって、ほんの最近まで好んで説かれてきた説明である。つまり、再婚を繰り返さず人びとの問題は、かれらの結婚に先だつかれら自身のパーソナリティに障害があって、それがために結婚の安定が維持できないのであるという説明である。

この見解では、離婚を繰り返さず人びとは、結婚の成功が達成されるまえに、まず処理されなければならない個人的な情緒的コンフリクトあるいはコンプレックスが未解決のままにされているということである。かれらの基本的問題は、表面的あるいは外見的には初婚の配偶者とはまったく異なった人物であっても、性格的にはまったく同じと行ってよい配偶者と再婚してしまうように導く病理的なパーソナリティ障害が存在しているということである。結果として、この理論においては再婚した人びとは、かれらの最初の結婚で展開された問題とまったく同じ問題を再び繰り返してしまうというのである。

この説明は、正しいだろうか。たしかに臨床的経験からすると、ときにいくらかの人びとの結婚にこうした事例を見いだすことも事実である。しかし臨床的事例は、あくまでも臨床という限定された場において見いだされるものであって、それを一般化できるか否かは、また別の問題なのである。それよりも、この説明が明らかに問題のある説明であるということを示す研究が

9) A. Cherlim, Op. Cit., *American Journal of Sociology*, Vol. 84, (November 1978), pp. 634-650.

提示されてきているのである。例えば、もし再婚の不安定性がパーソナリティ障害によるものであるとするならば、再婚している人びとは、初婚のままの人びとよりも精神病理学的症状という点においてより高いレベルの反応を示すだろうことが期待されうるはずである。

しかし J. E. オーヴァーオールの研究では、これについてはほとんど何も証拠となるものは見いだされなかったのである。¹⁰⁾ むしろオーヴァーオールの研究では、その逆の証拠さえ見いだされたのである。すなわちオーヴァーオールは、精神医学的問題のために援助を求めてきている 2,000 人のクライアントのサンプルにおいて、最近再婚した人びとが初婚のままの人びとや最近離婚した人びとよりも、一般化された評価尺度において精神病理学的により低いレベルの反応を示したことを報告しているのである。オーヴァーオールは、この結果に関して現れた差異は、再婚者たちの方がより深刻でない問題の援助を求めてきているものが多いということを示唆しているものといつてよいと述べているのである。

パーソナリティ障害説は、また次のような理由からもまったく首肯できないであろう。というのは、もし最近の離婚率と再婚率が維持されるとするならば、すべての結婚した若い人びとの約 3 分の 1 が離婚し、そしてそれらの人びとの約 5 分の 4 が再婚することになるわけであるが、パーソナリティ障害説からすると、それは、こうした比率の上昇につれて若い成人人口の大きな部分において結婚にとっての脅威をもたらすことになるパーソナリティ障害が突如としてアメリカにおいて蔓延したためであるということになる。こうした説明を疑念なく信じることは、おそらく誰しも不可能であるにちがいない。

ところで、第二の説明は「離婚抵抗欠如説」とでも名づけうる説明である。

10) J. E. Overall, "Associations between Marital History and the Nature of Manifest Psychopathology," *Journal of Abnormal Psychology*, Vol. 78, No. 2, 1971, pp. 213-221.

この説明ないしに理論では、ひとたび離婚を経験すると、その人は離婚そのものにたいする抵抗がなくなり、再婚しても再び離婚することに躊躇しなくなるというものである。一度でも離婚を経験したものは、離婚をするにはどのような方法あるいは手続きをとればよいか、そして家族のメンバーや友人たちや裁判所から何が期待されるかを十分に知ることになる。経験がもたらす行動への慣れ、ないしは抵抗の欠如は、十分に考えられることである。離婚後の高い再離婚率の何パーセントかがこうした理由によって展開されているだろうことを否定しきることは確かにできない。

しかしながら、こうした理論では、次のような知見を説明しつくすことは不可能だろう。すなわち、その知見とは G. ベッカーらのほぼ30,000世帯のサンプルで実施された全国調査の再婚についての分析結果である。¹¹⁾ ベッカーらは次のような調査知見を報告しているのである。すなわち、新しい結婚(再婚)によって生まれた子供たちの存在は、その再婚の再離婚の可能性を減少させることになるが、以前の結婚において生まれた子供たちの存在は、再婚における女性たちの再離婚の可能性を高めることになるというものである。

ベッカーらの知見にたいしてチャーリンは、新しい結婚から生まれた子供たちは特別に複雑な問題を再婚家族にもたらすことはないが、しかし以前の結婚からの子供たちは世帯をこえて家族を拡大化させ、家族の役割や家族関係の構造を複雑化させるということから、こうした結果になるのであるという極めて適切な解釈を加えている。¹²⁾ ベッカーらの知見は、再婚者たちの離婚経験の慣れということよりも、むしろ以前の結婚における子供たちの存在が再婚家族に特殊な問題をもたらしていることの重要性が看過されてはならないということを示唆しているだろう。離婚経験をもつ再婚者たちでも以前

11) G. Becker et al., "Economics of Marital Instability," *Working Paper*, No. 153, National Bureau of Economic Research, 1976.

12) A. Cherlin, Op. Cit., *American Journal of Sociology*, Vol. 84, 1978, pp. 634-650.

の結婚における子供たちが存在せず、再婚後に新しく生まれた子供のみが存在するとすれば、むしろ再離婚率は、離婚抵抗欠如説の主張に反して低い比率になるのである。離婚抵抗欠如説の主張するような再婚者たちの離婚にたいする抵抗の欠如あるいは弱さということだけでは、こうしたベッカーらの知見を説明することはできないのである。

離婚抵抗欠如説にたいする反論は、このほかにもある。チャーリンは、かれの面接した何人かの再婚者たちが再び離婚することにたいして抵抗欠如どころか大きな抵抗を表明したことを述べているのである。¹³⁾ つまり、面接者たちは、友人たちや親戚などが1回目の離婚は許してくれても2回目の離婚は許してくれないだろうということ、また2回目の離婚ののちには自分たちが結婚そのものの不適當な人間として判断されてしまうだろうということを経験づけていたということである。けっきょく以前に離婚した人びとは、再度の離婚にたいして付着しているスティグマのために再び離婚することにはより一層の躊躇があるというわけである。

さて、第三の説明は「低社会経済階層説」とでも名づける説明である。この説明ないしは理論では、多くの再婚した男性たちがかれらの収入獲得者としての責任を果たすのに標準以下であるという理由のために再離婚率が高くなっているというものである。たしかに離婚が低い収入の社会経済的階層の人びとのあいだに不均衡に生じていることは事実である。このことから低社会経済階層説では必然的に再婚した男性たちの多くが再婚家族を扶養するのに十分な収入を稼ぐことができなく、経済的問題から再離婚率が高くなるという解釈を導いていくことになるのである。

しかし、この説明は、再婚そのものが下層の人びとのあいだではなく、むしろ中層以上の人びとのあいだにより頻繁であって、再婚の出現する可能性が直接的には経済的な収入のレベルに相関しているというグリックらの知見

13) *Ibid.*

とは相容れないものがあることに、まずもって注意する必要があるだろう。¹⁴⁾

そしてまた、先ほどのベッカーらの離婚に関するデータの多変数分析では、再婚した人びとが夫の収入のような社会経済的変数のコントロールとは独立に依然として離婚ないしは別居の高い可能性をもっているという知見が得られたということ、さらにまた L. L. バンパスらの知見では、夫の教育レベルのような変数とも独立に、そしてチャーリンの知見では、夫と妻の収入や雇用上の地位や財産のような変数とも独立に、やはり離婚ないしは別居の可能性の高いことが観察されているということである。¹⁵⁾

以上の知見は、けっきょく低収入をコントロールすることが再離婚の可能性における多様性を減少させることができるかもしれないということを示唆してはいるが、しかしながらまた、これらの知見は、低収入であるということがその多様性を完全には説明することのできないことを示唆しているものといってもよいのである。社会経済的階層における低さは、再離婚率の高さにたいする説明としては確かに有力な見解ではあるが、しかしこの説明にも限界があり、やはりこれだけに依存することは明らかに誤りなのである。

ところで、再婚家族が以上のこととは別に、経済的問題に苦悩しているのではないだろうかという可能性は十分に考えられることである。というのは、子供の養育費 (child support) や離婚扶養料 (alimony) の支払いのために一定量の収入の負担が常態として持続している可能性が大きいからである。もちろん、こうした支払いを反面において当の再婚家族も受けとっている可能性も考えられないことはない。しかしながら、チャーリンも指摘するよう

14) P. C. Glick and A. J. Norton, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 33, (May 1971), pp. 307-317.

15) G. Becker et al., Op. Cit., *Working Paper*, No. 153, National Bureau of Economic Research, 1976.

L. L. Bumpass and A. Sweet, "Differentials in Marital Instability: 1970," *American Journal of Sociology*, Vol. 37, (December 1972), pp. 754-766.

A. Cherlin, "The Effects of Children on Marital Dissolution," *Demography*, Vol. 14, (August 1977), pp. 265-272.

に、¹⁶⁾ 再婚家族におけるこうしたタイプの経済的な緊張は、多くの再婚家族の夫たちが妻や子供たちのために十分な収入を獲得して行くことができないという社会経済的階層上の本来的な不確実性という考え方、つまり低社会経済階層説からは完全に区別して論じられなければならない別の問題であることに注意を要するだろう。

低い社会経済的階層との関連において、ナイとベラードは、再婚者たちが扶養者の役割において十分な能力に欠け、また子供の世話や社会化の役割においてもその能力に欠ける可能性が高いだろうとし、このことは性役割に関しても真実であると指摘している。¹⁷⁾ ナイらによれば、それゆえに再婚者たちにはさまざまな家族役割を遂行するのに能力の欠ける人びとが多数いるということになると論じている。この説は、すでに考察してきたパーソナリティ障害説に明らかに近い見解であるようにも受けとれる。

ナイらは、続いて扶養者の役割や子供の社会化に関する役割や性役割のような家族役割について次のように述べている。すなわち、離婚した夫は、2つの世帯を扶養しなければならないし、またしばしば2組の子供たちを扶養しなければならない。そして子供の社会化の役割に関しては義理の親ということによる役割遂行との関連で極めて複雑な状態に置かれることになる。そして平均して再婚者たちは、配偶者による性役割の遂行に関してのモダル・パターンについてより多く知っており、以前の配偶者と良くも悪しくも性役割の遂行において比較することになる。さらに離婚者という地位に付着したスティグマは、再婚家族の家族役割の遂行に、すなわち再婚家族の家族同一性の形成にマイナスに作用することになる。

要するに、平均的な再婚家族には資源がなく、そのうえで家族役割の遂行の能力にいつその強調点が置かれ、なおかつ離婚者という地位に付着した

16) A. Cherlin, *Op. Cit.*, *American Journal of Sociology*, Vol. 84, 1978, pp. 634-650.

17) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, pp. 527-529.

スティグマを背負って、その出発点から多くの障害をかかえてスタートしなければならない存在であるということである。これらの要因が再婚における高い再離婚率を招来する可能性をはらんでいるものという指摘は、けっきょく次のような第四の説明ないしは理論を導き出すことになるのである。

第四の説明は、「不完全制度化説」とでも名づけうるものである。これはこれまでに考察してきたような従来からの既存の説明ないしは理論というよりも、アメリカにおける今日的現象を踏まえたうえで新しく提示された1つの仮説である。チャーリンは、今日のアメリカにおける離婚後の再婚が内包する夫婦の問題あるいは困難さは、かれらの再婚生活に関しての多くの共通の問題を解決するための制度化された規範あるいはガイドラインの欠如ということに由来するものであるという仮説をたてているのである。¹⁸⁾

制度的支えの欠如は、再婚における両方の配偶者が以前の結婚からの子供を有していないときには、それほど深刻ではない。このような場合には、再婚家族は初婚の家族に似ているし、また初婚の規範がほとんどそのまま適用されうる。しかしながら、そうした子供たちを有しているときには初婚とは明確に異なっている。家族メンバーたちは、初婚とはまったく異なった多くの問題に直面することになるのである。そして、その多くの問題には制度的解決の方法がほとんど存在していないのである。つまり再婚家族は、当面する問題にたいする受入れられた解決方法なしに自分たち自身で開拓的に問題解決にあたらなければならないのである。

結果として、再婚家族が日常の多くの問題を解決するのに、ときにその家族内におけるメンバー間の葛藤や混乱を招来せずして無事に納まることは、おそらく不可能であるということになるのである。

18) A. Cherlin, *Op. Cit.*, 1978, pp. 634-650.

4. 再婚家族と子供の適応

いま再婚家族の不安定性の理由として再婚および再婚家族についての制度化が不完全であるということ、すなわち再婚家族における日常的な問題解決にとっての規範あるいはガイドラインが欠如しているということが重大な争点としてクローズ・アップしてきた。この問題は、さらに詳細に論じられなければならないが、そのためにも、いましばらく再婚家族における家族関係の複雑な実態についていくらか考察しておくことにしたい。

さて、再婚家族における義理の親子関係のもとで現在、生活している子供たちについての精神衛生的効果が、再婚せずに離婚や死別によって解体した状態のままの1人親家族（すなわち母子家庭あるいは父子家庭）に生活している子供たちと比較され、その調査結果が1960年代の前半に2つ続けて発表された。両報告ともに、再婚家族における義理の親子関係のもとで生活している子供たちの方がより悪い状態であったことを報告している。¹⁹⁾ T. S. ラングナーらの報告では、親の再婚のもつ効果は、とくに低い社会経済的階層の家族の子供たちほどストレスがきついということであった。そしてまた再婚の時点あるいは家族解体の時点において子供の年齢が大きければ大きいほどネガティブな精神衛生的効果の危険性は、より高いということであった。このことは年齢の大きい子供たちほど以前の家族にそれだけ多く関与しており、新しい状況に順応するのにより困難だからであるという理由からであった。

子供たちの年齢という点での研究では、チャーリンの研究がある。²⁰⁾ チャーリンは、初婚ないしは再婚において女性が離婚ないしは再離婚をする可能

19) T. S. Langner and S. T. Michael, *Life Stress and Mental Health*, The Free Press, 1963, pp. 169-171.

Morris Rosenberg, *Society and the Adolescent Self-Image*, Princeton University Press, 1965, pp. 85-88.

20) A. Cherlin, Op. Cit., *Demography*, Vol. 14, (August 1977), pp. 265-272.

性ということにとって、とくに子供たちが就学前のときに大きな影響力を与えるということを見いだしているのである。この知見は、明らかに前述の2つの調査結果とは矛盾する側面があるものといってよい。しかしながら、チャーリンのこの研究におけるデータには、再婚した女性たちの子供がかの女性たちの以前の結婚からの子供か、あるいは現在の結婚からの子供かについての情報は何も提供されていないのである。すでに紹介してきたように、ベッカーらの調査知見では、以前の結婚からの子供たちの存在は、再婚にとって解体的要因となるが、新しい結婚によって生まれた子供たちの存在は、再婚の安定性に貢献するということであった。²¹⁾ したがってチャーリンの研究は、再婚と子供との関連について何らの知見も得られなかったに等しいという結果になってしまっているのである。

子供の時代、再婚家族における義理の親子関係のもとで成長してきた子供たちについてのネガティブな精神衛生的効果が成長後、どのように持続しているか、あるいはどのような後遺症となっているかについては、いくつかの研究が見いだされる。例えば、2つの全国調査、すなわち1973年の全国世論調査センターによる「総合社会調査」と1973年のシカゴ大学による「過渡期の青年に関する調査」とからのデータを用いて、K. L. ウイルソンらが義理の父親と生活してきた回答者たちと解体していない家族からの回答者たちとの比較研究を試みているのである。²²⁾

この研究では、精神衛生にかかわるものを含んで大部分の変数にとって2つのグループのあいだには如何なる本質的差異も見いだされなかったのである。一方のデータに見いだされたいくらかの差異、例えば、低い教育レベルで低い収入の義理の父親のカテゴリーの回答者たちがかれらの家族生活に満

21) G. Becker et al., Op. Cit., *Working Paper*, No. 153, 1976.

22) K. L. Wilson et al., "Stepfathers and Stepchildren: An Exploratory Analysis from Two National Surveys," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37, (August 1975), pp. 526-536.

足が少なかったということ、そして「ほとんどの人びとは支援的または公平である」と感じている回答者が少なかったということも、けっきょくは他方のデータには見いだされなかったのである。

また J. バーナードは、大学生をサンプルにバーンリユータ・パーソナリティ・インベントリー (Bernreuter Personality Inventory) を適用することによって再婚家族出身の学生たちの比較研究を行なっている。²³⁾ 1,150 ほどのサンプルには23の女性ケースを含めて再婚家族からのサンプルは89であった。調査結果では、やはり再婚家族からの学生とその他のすべての対象者たちとのあいだには如何なるパーソナリティ上での差異も見いだされなかったのである。とくに社会経済的階層が上昇するにつれて、その効果は明白であった。

また、このほかには L. G. バーチナルによる 1,500人ほどのアイオワの高校生についての質問紙法による調査研究が存在している。²⁴⁾ この研究ではミネソタ・パーソナリティ・テストが利用された。社会関係や学校出席などについての質問に関してほんの僅かな差異が観察されたが、しかしやはり再婚家族と解体していない家族とのあいだには本質的な差異など何も見いだされなかったのである。ただし唯一の例外があった。それは実父と義理の母親と生活している少年たちが「あまり友人がいない」と報告していることである。

義理の母親と10代の子供たちとの関係がとくに困難な関係にあるという見解には一般的に意見の一致が見られるようである。この義理の母親は、かの女の夫の子供たちと日常的にはかれ以上に多く接触することになるのである。そして、かの女は生みの母親が有するような母親としての当然性なしに子供たちの生みの母親よりも、より多く、そしてより強く「しつけの問題」に直

23) Jessie Bernard, *Remarriage*, 2nd ed., Russell and Russell, 1971, pp. 306-311.

24) L. G. Burchinal, "Characteristics of Adolescents from Unbroken, Broken, and Reconstituted Families," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 26, (February 1964), pp. 44-51.

面することになるといってよいのである。というのは、かの女は子供たちのしつけに失敗することによって義理の母親だからという評価を受けないようにせんがためにしつけの問題には過剰に反応してしまうことになるからである。そのぶんいきおい強迫的な役割遂行となり、自我の確立しはじめてきた10代の子供たちとは余計な葛藤や混乱を来たすことになるというわけである。

しかしながら、子供たちがこのような義理の母親のもとで生活するにしても子供たちの生みの母親が生きていて子供たちと接触を維持している場合と、まったく接触することなく疎遠な場合と、さらに死別してしまっている場合とでは、義理の親子関係にも大きな差異が生じるのは当然である。一般的に生みの親が死んでしまって存在していない幼い子供たちの場合には、ほとんどが義理の親を代替者として新しく得られた親と見なすようである。²⁵⁾ しかし多くの著者たちのサジェスションは、生みの母親の生死は別にして、とにかく義理の母親が母親の代理の役にあまりにも素早く移行することは望ましくないということで意見が一致しているようである。²⁶⁾

とくに義理の父親の場合には、多くの著者たちが最後までかれが生みの父親に代わろうと試みるべきでないということ、それよりもむしろ子供たちにとっての良き友だちであるように試みる方が望ましいということで意見が一致しているようである。²⁷⁾ 一般的に多くの著者たちは、義理の両親たちにとっての役割モデルは、それぞれの家族の状況に見あって実行されるべきであるということであって、核家族の元の家族モデルは必ずしも適したガイドではありえないということで意見が一致しているといつてよい。例えば、子供たちは親の名称(すなわち、お父さんとか、お母さん)を用いることを強制

25) E. S. Ostrovsky, *Children Without Men*, Collier Books, 1962.

26) J. Bernard, *Op. Cit.*, 2nd ed., Russell and Russell, 1971 pp. 232-3.

A. W. Simon, *Stepchild in the Family*, Odyssey Press, 1964, pp. 138-161.

Helen Thomson, *The Successful Stepparent*, Harper & Row, 1966, p. 39.

27) A. W. Simon, *Op. Cit.*, 1964, pp. 162-185.

H. Thomson, *Op. Cit.*, 1966, pp. 33-36.

されるよりも、むしろかれらが最も親しみやすい名前で得られた義理の親を呼ぶようにする方が望ましいとされているのである。²⁸⁾

ところで、J. W. サントロックらは、子供たちの社会的な発達にとって父親に保護権 (custody) が認められている場合と、母親に認められている場合と、さらに解体しておらず無傷のままの家族の子供たちの場合とでそれぞれ如何なる相違があるかを比較研究している。²⁹⁾ 被験者たちの半数は6歳から11歳の少年たちであり、あとの半数は少女たちであった。それぞれ少年ないしは少女をふくむ合計60の家族群は、社会経済的階層、家族構成の大きさ、ならびに兄弟姉妹の順位においてコントロールがなされた。ビデオ・テープを用いた親子の相互作用の観察の結果では、ほぼ次のような知見が得られたのである。

すなわち、まず最も興味をそそられることは、反対の性の生みの親（父親の保護のもとにある少女および母親の保護のもとにある少年）と生活をともにしている子供たちの方が同じ性の生みの親と生活をともにしている子供たちよりも、より良く適応しているとは言えないということを示唆する知見が得られたということである。そしてまた知見は、父親の保護のもとにある場合にも母親の保護のもとにある場合にも、保護権をもつ親による権威的な親としての役割遂行と子供たちの適切な社会的行動とのあいだにポジティブな相関が見いだされたということである。さらにまた知見は、離婚した家族の双方の組合わせのそれぞれの場合において、付加的な成人の世話人（つまり従来からの用語では、義理の父親あるいは義理の母親ということになる）との接触が子供たちによって示された適切な社会的行動とポジティブに相関しているということが見いだされたのである。これらの知見は、同性の生みの

28) J. Bernard *Op. Cit.*, 1971, pp. 219-220.

A. W. Simon, *Op. Cit.*, 1964, pp. 135-137.

H. Thomson, *Op. Cit.*, 1966, pp. 227-229.

29) J. W. Santrock and R. A. Warshak, "Father Custody and Social Development in Boys and Girls," *Journal of Social Issues*, Vol. 35, (Fall 1979), pp. 112-135.

親との生活よりも異性の生みの親との生活の方がより適応的ではなかったという知見に加えて、けっきょく6歳から11歳という年齢では、そこに適切な権威と愛情とがはぐくまれていれば、義理の関係であろうとも父親と母親という2人の成人男女との生活が子供たちにとってポジティブな効果を有しているということが見いだされたということになるだろう。

この節の最後に、子供たちの権利についていくらか述べておくと、離婚による子供たちについての保護権や訪問権や、あるいは養育費の支払いなどの決定に関しては、子供たち自身は如何なる権利も有していないということである。つまり法律上において、子供たちは親の訪問権を強めたり、あるいは拒否したりすることはできないし、また保護権ないしは共同保護権 (joint custody) についても同じことである。ただ有るとすれば、それはとくに同居して世話をしてもらいたい親を主張することができるくらいのものである。しかしその場合でも、親たちの関心が子供たちのそれと一致するとは必ずしも限らないのである。裁判所の判決としては保護権は、父親の方が適した保護権者のように見えても、ひじょうにしばしば母親に認められるとあってよいのである。さらに今日の裁判所では、いくつかの州において共同保護権を認めるようになってきており、そのために子供たちがその意思を無視されて両方の親のあいだを行ったり来たりさせられているという結果にもなっているのである。

また養育費の支払いについては、原則的には子供たちの必要性、保護権をもつ親の必要性、そしてもう一方の親の支払い能力についての裁判所の判断によって決定されることになるが、こうした養育費の支払いは、実際には往々にして過度な金額が要求されたり、あるいは受けとられたりすることによって夫に罰を与えようとする妻の側の報復の形をとりやすいのである。それはまた養育費についてだけでなく、訪問権の実行を抑制したり、あるいは困難にさせたりするという形をとる場合もありうるだろう。

5. 義理の家族関係

さて、いましばらく義理の家族関係の内容に関して既存のいくつかの調査研究を紹介しながら、できるだけその実態に迫ってみることにしたい。ここでは、それをまず(1)義理の親子関係、そして(2)義理の同胞関係、ならびに(3)再婚家族の親族ネットワークという順にサブ・テーマに分けて考察してみることにしたい。

(1) 義理の親子関係

かつて W.C. スミスは、繰りかえして義理の子供と義理の親との関係が初婚の家庭の親子関係よりも著しく調和に欠けていることを強調した。³⁰⁾ そしてその10数年後 C.E. バウワーマンらも、義理の親と義理の子供たちの関係が「通常の家族に見いだされるものよりも感情の不確実性、位置の非保障性、ならびに緊張におけるより高いレベルのものが観察される」と報告している。³¹⁾ しかし L. デュバーマンは、こうした一般的な知見にたいして問題の多くが「シンデレラ伝説」によって一般化されてしまった結果であるということ、そして伝説は事実と一致しているとは言いがたいということを強調している。³²⁾

M. ミードは、義理の関係が満足なものでないという一般的な知見にたいするより妥当性のある理由として、アメリカの社会体系が子供たちにたいして両親に過度の依存性を発達させるような仕組みを作りあげてしまっていて、親たちにたいして子供にとって唯一の利用可能な保障を提供することを要請している結果であると指摘している。³³⁾ つまりミードの指摘では、そうした

30) W. C. Smith, "The Stepchild," *American Sociological Review*, Vol. 10, (April 1945), pp. 237-242.

31) C. E. Bowermon and D. P. Irish, "Some Relationships of Stepchildren to Their Parents," *Marriage and Family Living*, Vol. 24, (May 1962), pp. 113-121.

32) Lucile Duberman, "Step-Kin Relationships," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 35, (May 1973), pp. 283-292.

33) Margaret Mead, "Anomalies in American Postdivorce Relationships," in Paul Bohannan (ed.), *Divorce and After*, Doubleday, 1970, p. 102.

仕組みの結果、意味ある関係をはぐくむような方法で義理の親にたいして子供たちが自分自身をコミットさせることを不可能にしてしまっているということである。

一方、P. ボハナンは、アメリカにおける親族用語の不適当性を指摘している。³⁴⁾ つまり、「義理の親」(stepparent) という用語は、死別が再婚の前提のときに義理の親が代替者であるという理由からしてそれなりに有用であったが、しかし離婚後の再婚における義理の親は、もはや代替者ではなく、あくまでも付加的な親 (additional parent) でしかないということである。

今日のアメリカにおける離婚後の再婚家族の多数の存在について考えるとき、たしかに義理の親という用語を用いているアメリカ文化は現実的ではないかもしれない。今日の規範は、その新しい関係を見捨てているか、あるいは親と義理の親とのあいだの差異を特別な配慮でもって回避しようとしているかのようでもある。場合によっては、ここには何らかの不安回避のメカニズム (すなわちアメリカ文化の防衛のメカニズム) が存在しているといってもよいのかもしれない。とにかく今日のアメリカ文化は、親と義理の親との差異を示すための、あるいは正當に評価するための規範を提示しているとは言えないのである。そのために当然のこととして、アメリカでは離婚後の再婚家族における「義理の親」のための行動や期待にかかわる規範やガイドラインを依然として有してはいないのである。このことは離婚後の再婚における義理の親子関係の創造にとって、あるいは再婚家族の組織化にとって、それぞれが大きな困難に逢着することになるだろうことを予想させるのである。

ところで、次に義理の親子関係についての個別的な調査研究をいくつか紹介してみると、いくらかの研究が、義理の母親よりも義理の父親の方が一般的にいて義理の子供たちとのあいだにより良い関係を確立したり、維持したりしていることを報告している。³⁵⁾ 義理の母親の方がより多くの困難を経

34) Paul Bohannon (ed.), *Op. Cit.*, Doubleday, 1970, pp. 29-56.

35) M. Rosenberg, *Op. Cit.*, 1965, pp. 99-101.

験する理由については、すでに前節でいくらか指摘したように、かの女が父親（あるいは義理の父親）よりも子供たちとより多くの時間を過すということによる接触量の多さと、かの女の役割（例えば、日常的なしつけなどの役割）の性質に由来するものといつてよい。

しかし L. ベンソンは、このことについて父親の役割が家族に父親が存在しているということの象徴性そのものにあるということから、母親の役割よりも父親の役割の方がより受身的であるということができ、結局のところ、この問題は、むしろ父親の演じる役割の性質に由来するものといつてよいと論じている。³⁶⁾ またバウワーマンらは、義理の母親の役割の方がより困難なのは、社会が男性の義理の親たちにより多くの援助を与えがちであり、男性たちが義理の役割における社会的受容あるいは敬意をより多く受けることになるからであると指摘している。³⁷⁾ もちろんデュバーマンの指摘するように、その背景には義理の母親たちの名誉をけがす文化的説話、すなわち無慈悲で残酷な「継母」という根強いシンデレラ伝説の存在することも看過されるべきでないだろう。

義理の母親が義理の子供たちとより良い関係を達成しにくいという一般的知見にたいしてオハイオ州クリーヴランドにおけるランダム・サンプリングによる88の再婚家族についてのデュバーマンの知見では、年齢の若い義理の母親たちの方が年齢のいった義理の母親たちよりも義理の子供たちとより良い関係をより多くもつらしいことを見いだしている。³⁸⁾ 一方、義理の父親たちについては年齢によるこうした関係の相違は見いだされなかった。しかし

C. E. Bowerman and D. P. Irish. Op. Cit., *Marriage and Family Living*, Vol. 24, 1962, pp. 113-121.

36) Leonard Benson, *Fatherhood*, Random House, 1968.

37) C. E. Bowerman and D. P. Irish, Op. Cit., *Marriage and Family Living*, Vol. 24, 1962, pp. 113-121.

38) L. Duberman, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 35, 1973, pp. 283-292.

義理の父親たちについては、以前に結婚経験のない初婚の義理の父親たちが義理の子供たちとの関係において「非常によい」(excellent)のカテゴリーにおいてもっとも高いパーセンテージを示したことが見いだされたのである。この点では、同じ立場にある初婚の義理の母親たちは、このカテゴリーにおいてもっとも低いパーセンテージを示したのである。また社会階層もいくらか影響力をもっていて、階層が高ければ高いほど義理の親子関係は、義理の父親も母親もともに「非常によい」のカテゴリーをより多く示したことが見いだされたのである。デュバーマンの知見では、一般的にいて義理の親子関係についての「非常によい」のパーセンテージが家族全体の統合にたいして直接的に直線的な相関関係を示していたということであった。

さらにデュバーマンの知見では、前節において紹介しておいたビデオ・テープを用いたサントロックらの知見とは異なって、義理の子供の性は、義理の親子関係における適応ないしは不適応の要因にはなっていないことが見いだされたのである。また年齢については、従来どおりに12歳以下の義理の子供をもつ義理の母親たちが13歳以上の義理の子供をもつ母親たちよりも、より良い関係を保持していることが観察されたのである。

しかし、ここでもやはり義理の父親にとっては義理の子供の年齢という変数の影響は、何も見いだされなかったのである。なお、義理の父親がかれ自身の子供たちと同居している場合の効果についてであるが、デュバーマンの知見では、実子の同居という変数は義理の父親たちにとっては何らの影響も見いだされなかった。しかし義理の母親たちにとっては、かの女の実子の同居は義理の子供たちの関係に大きく影響し、実子と同居している場合は「非常によい」が77%であったのにたいして、実子と同居していない場合には44%という低さであったのである。

デュバーマンの知見では、義理の親子関係がシンデレラ伝説における継母のイメージの浸透にもかかわらず、一般的には適当によい関係であるという結論が導かれたのであるが、それは男性たちのほんの1%だけが、そして女

性たちのほんの12%だけがかれらの義理の子供たちとの関係において年を経るにつれて、より悪くなってきたと感じていたという事実によっても証拠づけられるという。こうした知見は、もし義理の親子関係がデュバーマンの知見どおりに良好であるとすれば、それは恐らく「母親あるいは父親」であることへの社会化が非常に強力なために、ひとたび基本的な活動、価値、規範、モレス、ならびに態度が内面化されてしまうと、それは自分自身の子供たちから他の子供たちへと伝達可能であるということにほかならないからなのかもしれない。

(2) 義理の同胞関係

再婚は、ただ単に新しい夫婦関係ならびに親子関係を作り出すだけではない。それはまた新しい兄弟姉妹の関係をも作り出すことになる。再婚家族における義理の同胞関係についての研究は、従来、ほとんど等閑視されてきたとあってよい。

再婚にさいしては、かなりの頻度で2つの組合わせの子供たち（すなわち男性の以前の家族からの子供たちと女性の以前の家族からの子供たち）が再婚家族である同一世帯にいっしょに住みこむ場合があるだろう。しかし、もっとしばしば母親の子供たちが永住者であるのにたいして父親の子供たちが週に一度の訪問者であったりすることになるだろう。そしてまた、そこには新しい結婚から生まれた新しい兄弟姉妹の存在する場合もありうるだろう。これらの子供たちは、いずれの場合にしる相互にとつぜん義理の兄弟姉妹の関係にはめ込まれることになったのである。

家族における人間関係の従来の研究では、夫婦関係や親子関係に比べて、たしかに義理の兄弟姉妹関係だけでなく同胞関係そのものの研究も等閑に付されてきたきらいがつよい。同胞関係といえば、一律にライバルの関係あるいは競争の関係というくらいにしか概念化することができないのが現状である。たしかにライバル意識や競争関係の存在は、同胞間において自然なことである。しかし、その逆の同胞間の結束の側面も重要であって、例えば、双

系的親族システム内では、それが親族の基礎的きずなであるという説明も提示されてきているのである。

この点からして義理の同胞関係は、どのようになっているのだろうか。たしかにこの領域での研究は、従来、ほとんど見いだされないが、しかし、C. カークパトリックは、義理の同胞間にも同じようにライバルや競争といった否定的側面が存在しており、それも強さの度合いにおいてより高いことが期待されると指摘してきている。³⁹⁾ デュバーマンの調査知見においても、やはり義理の同胞間の関係には「非常によい」というカテゴリーは、低いパーセンテージでしかなかった。しかし、サンプル数88家族のうち45家族が義理の同胞の2つの組み合わせを含んだケースであったデュバーマンの調査知見では、両方の子供たちの組み合わせが同一世帯に生活している場合、かれらの関係は子供たちが別べつの世帯に生活している場合と比較して「非常によい」のパーセンテージがより高いことを見いだしているのである。⁴⁰⁾ さらに、再婚した夫婦に子供のあるとき、かれらの以前の結婚からの子供たちの関係は、より調和的であったことが見いだされたのである。

デュバーマンの知見では、義理の同胞関係は高い教育歴をもつ父親たちよりも低い教育歴の父親たちの方がより良いことを見いだしている。そして若い義理の父親たちの方が年のいった父親たちよりも、かれらの実の子供たちと義理の子供たちとのあいだの関係がよりうまく、仲良くいっているようであった。これらの知見は、けっきょく再婚家族の社会経済的階層と義理の同胞関係とのあいだに弱い逆の相関関係のあることを示唆しているのである。

義理の兄弟姉妹の組み合わせにおいて最年長の子供たちの性は、もし子供たちが反対の性であれば、その関係は悪くないだろうという可能性は、のちに

39) Clifford Kirkpatrick, *The Family as Process and Institution*, Ronald Press, 1963, pp. 248-249.

40) L. Duberman, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 35, 1973, pp. 283-292.

述べるように有りうることであるが、しかしデュバーマンの知見では、最年長の子供たちにとってそのことがとくに影響力があるとは言えなかった。デュバーマンの知見では、最年長の子供が12歳以下、とくに父親の側の子供がそのようなとき、より良い義理の同胞関係の可能性が見いだされたのである。従来、一般的には同胞間の関係はライフ・サイクルをとおして親子関係のようには強くないと言われてきているが、⁴¹⁾ デュバーマンの知見でみるかぎり、このことは再婚家族の義理の家族関係においても妥当すると言ってよいようである。そして一般的に兄弟姉妹間の問題として従来論じられてきたこと、例えば、性、年齢、ライバル意識、競争関係、あるいは徒党形成などは、いくらか誇張されたかたちにおいて再婚家族の義理の同胞関係にも同様に見いだされると言ってよいようである。

ところで、再婚家族における義理の同胞関係が一般的にいて不満足なのは、なぜなのだろうか。可能性として考えられることは、次のようなことである。すなわち、一般的には同胞関係は、最初に生まれた子供を先頭にして年齢の順や、あるいは性別による秩序が保持されやすい。そこでは子供たちは、相互にネガティブな感情をコントロールすることを学習したり、妥協や協力の態度を発達させたりすることができる。しかしながら、再婚家族の場合には「最初に生まれた子供」が2人存在していることになる。これは無秩序の可能性あるいは二重の支配の可能性を内包しているのである。

その点において一般的には、同じ性の同胞間のきずなの方がより強いという指摘が存在しているにもかかわらず、⁴²⁾ 再婚家族における義理の同胞関係についてのデュバーマンの知見では、その反対に交差する性の義理の同胞たちは、同性の義理の同胞たちよりもより良い関係を発展させているらしいこ

41) B. N. Adams, *Kinship in an Urban Setting*, Markham Press, 1968.

42) E. Z. Dager, "Socialization and Personality Development in the Child," in H. T. Christensen (ed.), *Handbook of Marriage and the Family*, Rand McNally, 1964, pp. 740-781.

とを見いだしている。新しい家族の組織化にあたって交差する性の義理の同胞間にはいくらかの友情としての性的関心が存在すると言ってよいようである。デュバーマンの研究では、調査時点において義理の同胞間の関係が改善されつつあると報告した親たちが42%もあったという。子供たちは、子供たちなりにより良い関係のために何らかの努力を試みているだろうことが予想されるのである。

(3) 再婚家族の親族ネットワーク

アメリカにおける離婚および再婚の増大にもかかわらず、離婚および再婚とその親族構造へのインパクトについてはほとんど知られていないと、J. W. スパイサーらが指摘している⁴³⁾。離婚や再婚との関連において親族ネットワークを問題にする研究は、じょじょに進展してきているとあってよい。

離婚との関連での親族接触の調査研究としては、すでに G. ローゼンバーグらが次のような知見を報告している。⁴⁴⁾ すなわち、結婚している女性たちは、かれら自身およびかれらの配偶者のキンドレッドとの接触において等価を達成しているが、離婚した女性たちは、かれら自身のキンドレッドと同じ頻度でかれらの以前の配偶者のキンドレッドとは接触していない、と。同様の知見は、スパイサーらの知見にも見いだされる。このことはある意味では当然のことであって、離婚したのちにも以前の配偶者のキンドレッドと高い頻度の接触を保持しているとすれば、その方がむしろ理解しがたい現象であると言ってよいだろう。

ところで、それでは離婚後に再婚した場合の再婚家族と親族ネットワークとの関係は、いったいどのようになっているのだろうか。初婚の家族と比較して再婚家族のはっきりした特徴は、潜在的な親族ネットワークのサイズに

43) J. W. Spicer and G. D. Hampe, "Kinship Interaction after Divorce," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37, (February 1975), pp. 113-119.

44) G. Rosenberg and D. F. Anspach, *Working Class Kinship*, D. C. Heath and Co., 1973.

おける明らかな拡大である。もし両方の配偶者が以前に結婚していて、その以前の結婚に子供たちがおり、両方の以前からの子供たちが再婚家族である同一世帯に生活をともにするとすれば、そこには通常の4人の祖父母の代わりに8人の祖父母が存在する可能性が生じてくる。

もちろんこの場合でも、すべての祖父母が生存していることが前提であるし、また親族接触が維持されるためには互いに接触に関して拒否的ではなく、居住という点においても近接しているというような条件が不可欠である。こうした条件が充たされたとすると、現代のアメリカの都市生活における拡大的親族接触の頻度の高さに関しての近年のおびただしい文献の研究報告から推測して、必然的に再婚家族の方が初婚の家族よりもより大きな現実的な親族ネットワークならびに、より高い頻度の親族接触の存在が予想されるものといつてよいだろう。

しかしながら、メイン州ポートランドに住む、幼い子供をかかえた128人の結婚し、離婚し、そして再婚した女性たちとそれぞれの各配偶者の親族との接触を比較研究した D. F. アンスパッチの知見では、⁴⁵⁾ そうした予想は、完全に裏切られたのである。アンスパッチの知見では、再婚した女性たちとその子供たちは、かれらの以前の夫（子供たちにとっては父親）の親族から孤立した状態のままであった。それは離婚したあと再婚する以前の段階において、すでに作りだされた状態の持ちこしのままの状態であった。これにたいして再婚したのちの現在の夫（子供たちにとっては義理の父親）の親族との接触は、頻繁に見いだされ、かれら（子供たちを含む再婚家族のメンバー）は新しくこの親族ネットワークに包摂されていたのである。

子供たちにとって父方の親族との接触は、母親の離婚とともにより少ない頻度の接触に変化し、いずれは接触も援助もほとんど見いだされないような

45) D. F. Anspach, "Kinship and Divorce," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 38, (May 1976), pp. 323-330.

状態になってしまうようであった。ただし、何らかのかたち（例えば、週末の訪問や休暇中の子供たちの滞在など）で離別した父親とその子供たちとの接触が保持されている場合には、その頻度において子供たちと父方の親族との接触は維持され、かつ接触頻度もそれに相関していたのである。けっきょく離別した父親は、子供たちとかれらの父方の親族とのあいだのカナメ軸として機能しているということになるのである。

ボハナンは、離別した以前の配偶者やその以前の配偶者が再婚したところの新しい配偶者のような、離婚ならびにその後の再婚による紐帯 (divorce chains) によって結びついた人びとを「疑似親族」(quasi-kin) と名づけている。⁴⁶⁾ これらの人びとがこのように呼ばれる基礎的条件は、「子供の存在」である。子供の存在しない場合には、離婚した配偶者は、仲たがいの友人同士にかえるかもしれないが、子供の存在する場合には、その子供をとおして離別した配偶者ならびにその配偶者の新しい配偶者は、一定の結びつきをもつことになる。こうした紐帯によって結びついた人びとが疑似親族ということになるのである。

チャーリンの引用によると、A. ゲーティングは、再婚した90人の男性たちとその配偶者たち、ならびに離婚し、そして以前の結婚からの子供たちをかかえる90人の再婚した女性たちとその配偶者たちについて、疑似親族の行動にかかわる調査研究を行なっている。⁴⁷⁾ ゲーティングの研究では、それぞれの状況におけるある行動を認めるか、認めないか、あるいは無関心であるかが各調査対象者たちにたいして尋ねられたのである。この場合、任意の3つのありうる反応のカテゴリーのいずれかに全回答者たちの半分以上が一致したとすれば、回答者たちは所与の状況に関して「合意」に到達しているも

46) P. Bohannan (ed.), *Op. Cit.*, 1970, pp. 127-139.

47) Ann Goetting, "The Normative Integration of the Former Spouse Relationship," presented at the annual meeting of the American Sociological Association San Francisco, September 4-8, 1978 (cited by A. Cherlin, *Op. Cit.*, *American Journal of Sociology*, Vol. 84, No. 3, 1978, pp. 634-650).

のと判断された。

しかしながら、このような緩やかな規定でさえも設定された状況のほとんどにおいて、疑似親族にあたる人びとのあいだに適当な行動についての合意に到達しえたものは、ほとんど存在しなかったのである。例えば、ある人の現在の配偶者とその人（彼あるいは彼女）の元の配偶者とのあいだに会話を必要とするような状況における回答者たちの唯一の合意は、「こんにちは」(hello) というべきであるということだけであった。それを越えて、かれらが公の場や電話などにおいて礼儀正しい会話をすべきかどうか、あるいは元の配偶者が週末をいっしょに過ごすために自分の子供たちを迎えにきて待っているあいだ、新しい配偶者の家庭に招き入れられるべきかどうか、などについては何らの合意も存在しなかったのである。

疑似親族の出会いは、今日、現実的にさまざまなかたちで、それもほぼ定期的にほとんどの離婚し、そして再婚した人びとの日常生活において生じているはずである。このことを考えてみると、ゲーティングの知見、すなわち疑似親族間における行動上の合意の欠如は、かれらのあいだに日常生活上におけるさまざまな混乱や緊張や葛藤などの存在しているだろうことを予想させるものである。

(1983年9月20日脱稿)

〔付記〕 この小稿のつづき(下)は、本誌次号に掲載される予定である。